

静岡県告示第448号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年12月27日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
469号	御殿場市永塚字田坪332番の1地先から 御殿場市川島田字大沢1312番の12まで	令和元年12月27日

=====

静岡県告示第449号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年12月27日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
宮代赤根線	周智郡森町一宮字谷田口3792番の1から 周智郡森町一宮字中川3748番の4まで	令和元年12月27日